

発議案第3号

補聴器購入に対する国の公的補助制度創設を求める意見書について

上記発議案を別紙のとおり、白井市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年10月11日提出

白井市議会議長 岩田 典之 様

提出者 白井市議会議員 根本 敦子

賛成者 白井市議会議員 徳本 光香

提案理由

補聴器購入に伴う経済的負担を減らすことにより、軽度・中等度難聴者や、誰でも加齢性難聴となりうる高齢者の生活の質の維持、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費や介護負担の抑制を図るため。

補聴器購入に対する国の公的補助制度創設を求める意見書（案）

少子高齢化社会の中で、社会の活性化には高齢者の社会参加がこれまで以上に重要になっています。加齢性難聴による機能の低下は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす要因となり、鬱や認知症の原因となると考えられています。

日本の難聴者率は欧米諸国と大差がないにも関わらず、補聴器所有率は、公的補助制度が確立している国々に比べて極めて低く、その一因として、補聴器の価格が片耳当たり10万円以上し、両耳分だと100万円を超える場合もあり、保険適用がなく、全額自己負担であることが考えられます。軽度・中等度の難聴者や、加齢性難聴の高齢者が補聴器を購入しやすくなることは、人が生きるために欠かすことのできないコミュニケーションの質を保ち、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながります。

よって本市議会は、軽度・中等度難聴者と加齢性難聴者の補聴器購入に対する、国の公的補助制度を創設することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年10月11日

千葉県白井市議会

意見書提出先

衆議院議長	額賀 福志郎	様
参議院議長	尾辻 秀久	様
内閣総理大臣	石破 茂	様
内閣官房長官	林 芳正	様
総務大臣	村上 誠一郎	様
財務大臣	加藤 勝信	様
厚生労働大臣	福岡 資麿	様